

兵庫県公立大学法人報酬及び謝金に関する規程

(趣旨)

第1条 兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)における報酬及び謝金の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(審議会等の委員の報酬)

第2条 審議会等の委員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(講演等謝金)

第3条 法人が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金(以下「講演等謝金」という。)の額は、別表第2のとおりとする。

- 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間に含めて講演等謝金を支給することができる。
- 第1項にかかわらず、法人に属する常勤の職員に対して講義・講演等を依頼した場合は、謝礼は支給しない。
- 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合等特段の事情により、第1項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、事務局長が別に定めることができる。

(講演等謝金以外の謝金)

第4条 講演等謝金以外の謝金の額は、別表第3のとおりとする。

- 特段の事情により前項の規定によりがたい場合の講演等謝金以外の謝金の額については、事務局長が別に定めることができる。

(依頼旅費の支給)

第5条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあつては、兵庫県公立大学法人教職員旅費規程(平成25年法人規程第48号。)を準用し、報酬又は謝金とあわせて支給する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、報酬及び謝金の支給に関する取扱いについて必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分		報 酬	
経営審議会 教育研究審議会 学長選考会議	委員	1回	20,000円
その他	委員長	1回	15,500円
	委員	1回	12,500円

別表第2（第3条関係）

区分	講演等謝金	
	1時間当り単価	決定の基準
大学教授	9,000円	
大学准教授、高校校長	8,000円	
大学講師	7,000円	
大学助教・助手、高校教諭	6,000円	
他官庁等の職員	9,000円	旅費の格付けによる
民間、その他学識経験者	以内	

別表第3（第4条関係）

区 分		謝 金	
研究協力謝金	専門的知識を有する者 に対して研究・調査の協 力を依頼した場合に支 払う謝金	1日(概ね8時間)	8,000円
研究補助謝金	資料収集やデータ整理・ 実験補助等を依頼した 場合に支払う謝金	1日(概ね8時間)	6,400円